

徳島県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和四年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
四九二号	美馬市木屋平字三ツ木八番一地 先から 同 字ビヤガイチ一〇 五番一地先まで	旧	三・八〇三五・四	四五五・〇
同		新	九・四〇四四・〇	四五五・〇